

週休2日工事实施要領 改定概要

現行

令和8年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から適用

○発注者指定型

「完全週休2日(土日)」の補正係数を計上し発注(※1)
(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」の補正係数を計上)

○発注者指定型

「完全週休2日(土日)」(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」)に取り
組む工事として発注(※1)
(空港事業は「完全週休2日(土日)」、港湾・漁港事業は「月単位の週
休2日」の補正係数を計上。その他の事業は補正係数による補正を行
わない)

※1

「完全週休2日(土日)」:毎
週土日の現場閉所を達成
「月単位の週休2日」:毎月4
週8休の現場閉所を達成

○対象とする休日

「完全週休2日(土日)」は土日に限定
「月単位の週休2日」は土日に限定しない
悪天候による休工期

○対象とする休日

「完全週休2日(土日)」は土日に限定
「月単位の週休2日」は土日に限定しない
悪天候による休工期

○対象工事

単価契約、随意契約、営繕関係及び週休2日交替制
を除く工事を対象とする。

○対象工事

単価契約、随意契約、営繕関係及び週休2日交替制
を除く工事を対象とする。

○対象工事は特記仕様書を添付

○対象工事は特記仕様書を添付

○工期設定・延長

工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(※2)

○工期設定・延長

工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(※2)

○工事成績評定

「完全週休2日(土日)」(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」)
の達成の場合は加点
「完全週休2日(土日)」(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」)対
象工事で、初回打合せ時において受注者側に「月単位の週休2日」
(港湾・漁港事業は「通期の週休2日」)に取り組む姿勢が明らかに見
られなかった場合は減点
初回打合せ時に、工事打合簿にて週休2日に取り組む意向を確認

○工事成績評定

「完全週休2日(土日)」(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」)
の達成の場合は加点
「完全週休2日(土日)」(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」)対
象工事で、初回打合せ時において受注者側に「月単位の週休2日」(港
湾・漁港事業は「通期の週休2日」)に取り組む姿勢が明らかに見られな
かった場合は減点
初回打合せ時に、工事打合簿にて週休2日に取り組む意向を確認

※2

適切な工期の設定にあたっ
ては、標準工事日数(週休2
日含む)を参考とする。

○経費の補正

達成状況により、「月単位の週休2日」の補正係数又は「補正なし」に
減額変更
初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額
を必ず提示し、意向を確認

○経費の補正

空港・港湾・漁港事業は、達成状況により、「月単位の週休2日」の補
正係数又は「補正なし」に減額変更
初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額
を必ず提示し、意向を確認

○総合評価

加点等なし

○総合評価

加点等なし